

## 豊中市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、母子家庭の母又は父子家庭の父（以下「ひとり親家庭の父母」という。）の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し高等職業訓練修了支援給付金を修了後に支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

### (給付金の種類)

第2条 給付金の種類は次のとおりとする

- (1) 高等職業訓練促進給付金（以下「訓練促進給付金」という。）
- (2) 高等職業訓練修了支援給付金（以下「修了支援給付金」という。）

### (対象者)

第3条 本事業の給付金を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、養成機関において修業を開始した日以後において、また、修了支援給付金の支給対象者は養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、次に掲げる要件のすべてを満たす豊中市内に居住するひとり親家庭の父母（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に定める配偶者のない者で現に児童（20歳に満たないものをいう）を扶養しているものをいう。）とする。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている又は、同等の所得水準にあること。（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）なお、その者の所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、引き続き対象者とする。
- (2) 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、第4条に規定する対象資格の取得が見込まれる者等であること。
- (3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。

### (対象資格)

第4条 対象資格は、看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格等、就職の際に有利となるものであって、かつ養成機関において6月以上のカリキュラムの修業が予定されているものについて、市長が対象資格と認めるもの（雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受講する場合には、情報関係の資格や講座）から認めることとする。

### (支給期間等)

第5条 訓練促進給付金の支給の対象となる期間は、修業する期間の全期間（上限48月）とする。

2 訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、通算48月を越えない範囲で支給するものとする。（令和2年度以前に修業を開始し、令和3年4月1日時点で修業中の者についても、通算48月を越えない範囲で支給して差し支えない。）なお、支給期間の決定に当たっては、平成31年4月1日より、取得のために4年以上の課程の履修が必要となる資格を目指す者等を対象に支給期間を48月に拡充した趣旨を踏まえて資格取得に必要な期間とするよう留意すること。

3 訓練促進給付金は、月を単位として支給するものとし、申込のあった日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

4 修了支援給付金は、修了日を経過した日以後に支給するものとする。

なお、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、原則として看護師養成機関の修了日を経過した日以降に修了支援給付金を支給するものとする。

（支給額等）

第6条 訓練促進給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下「扶養義務者」という。）が訓練促進給付金の支給の請求をする月の属する年度（4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給を請求する場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び自立支援教育訓練促進給付金事業及び高等職業訓練促進給付金等事業に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。） 月額10万円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月（その期間が12月未満であるときは、当該期間）については、月額14万円）

(2) 前号に掲げる者以外の者 月額7万500円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月（その期間が12月未満であるときは、当該期間）については月額11万500円）

2 修了支援給付金の支給額は次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属するものが修了日の属する月の属する年度（終了日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市

町村民税が課されない者 5万円

(2) 前号に掲げる者以外の者 2万5千円

3 給付金は同一の者には支給しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(事前相談の実施)

第7条 市長は、給付金の支給に際しては、事前に当該ひとり親家庭の父母の養成機関における単位の取得状況等を把握し、当該資格の取得見込みを審査するとともに、生活状況についても聴取等を行い、支給の必要性について十分確認するものとする。

(給付金の支給等)

第8条 給付金の支給を受けようとする対象者は、「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給申込書」(別紙様式1。以下「支給申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

なお、訓練促進給付金の支給申込は、修業を開始した日以後に行うことができるものとし、修了支援給付金の支給申込は、修了日を経過した日以後に行うことができるものとする。

2 対象者は、支給申込書を提出するにあたっては、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし公簿によって確認することができる場合は省略して差し支えない。

(1) 訓練促進給付金

ア 当該対象者及びその養育している児童にかかる戸籍謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し

イ 次に掲げるいずれかの書類

(a) 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し

(b) 当該対象者の前年(1月から7月までの間に申込する場合には、前々年)の所得の額並びに加算対象扶養親族(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する扶養親族のうち控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。)及び生計維持児童(受給希望者の扶養親族でない児童で受給希望者が生計を維持しているものをいう。)の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区長を含む。以下同じ。)の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)がある者にあつては、「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」(別紙様式2。以下「申立書」という。)及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)

(c) 当該対象者の前々年(1月から7月までの間に申請する場合には、3年前の年)の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)がある者にあつては、「申立書」(別紙様式2)及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)

ウ 第6条第1項第1号に掲げる者にあつては、当該対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他第6条第1項第1号に該当することを証明する書類

エ 支給申込時に修業している養成機関の長が発行する在籍を証明する書類

(2) 修了支援給付金

ア 当該対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本（修業開始日及び終了日における状況を証明できるものに限る。）

イ 次に掲げるいずれかの書類

(a) 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し

(b) 当該対象者の前年（1月から7月までの間に申込する場合には、前々年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、「申立書」（別紙様式2）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

(c) 当該対象者の前々年（1月から7月までの間に申請する場合には、3年前の年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、「申立書」（別紙様式2）当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

ウ 第7条第1項第1号に掲げる者にあつては、当該対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他該当することを証明する書類（修了日の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度とする。）の状況を証明できるものに限る。）

エ 当該カリキュラムの修了証明書の写し

3 修了支援給付金の支給申込は、修了日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

4 市長は、支給申込書の提出があつたときは、当該対象者が支給要件に該当しているか否かを審査し、支給の可否を決定するものとする。

5 前項の審査の結果については、「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書」（別紙様式3-1）又は、「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等不支給決定通知書」（別紙様式3-2）により行うものとする。

（修業期間中の受給者の状況の確認等）

第9条 市長は、訓練促進給付金の支給を受けている受給者（以下「受給者」という。）に対し、在籍証明書の提出又は出席状況の報告その他給付金の支給に関して必要と認める報告等を求

めることができる。

- 2 受給者は、ひとり親家庭の父母でなくなったこと、豊中市内に住所を有しなくなったこと、修業を取りやめたこと等により支給要件に該当しなくなったとき又は当該受給者もしくは当該受給者と同一の世帯に属する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき若しくは世帯を構成する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に異動があったときは、やむを得ない事由がある場合を除き、これらの事実が発生した日から14日以内に「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等受給（事由変更・資格喪失）届」（別紙様式4）により市長に届出なければならない。

（支給決定の取消し）

第10条 市長は、前条の規定による届出があったときその他受給者が支給要件に該当しなくなったもしくは支給事由に変更があったと認めるときは、その支給決定を変更又は取消し、その旨を当該受給者に通知する

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（経過措置）

第12条

（1）令和3年7月以前分の訓練促進給付金の支給月額決定に係る対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者には、健康保険法の施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）における寡婦等のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えることとしていた者の平成29年所得から令和元年所得についてなお従前のおりの取扱いをした場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者をいう。以下同じ。）を含み、訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であったときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

(2) 令和3年7月以前分の訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者が、健康保険法施行令等の一部を改正する政令による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令において寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。）であったときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

#### 附 則

この要綱は、平成15年11月1日から実施する。

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

この要綱は、平成21年2月4日から実施する。

この要綱は、平成21年6月5日から実施する。

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

この要綱は、平成25年8月1日から実施する。

この要綱は、平成26年5月1日から実施する。

この要綱は、平成28年1月1日から実施する。

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

この要綱は、平成29年9月1日から実施する。

この要綱は、平成30年4月2日から実施する。

この要綱は、令和元年5月17日から実施し、平成31年4月1日から適用する。

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

この要綱は、令和3年1月1日から実施する。

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

この要綱は、令和5年9月7日から施行し、同年4月1日から適用する。

この要綱は、令和6年5月23日から施行し、同年4月1日から適用する。

この要綱は、令和6年12月9日から施行し、同年8月30日から適用する。